

生物多様性保全検討部会における審議状況

1 設置目的等

生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため設置しています。

事務局は、環境政策局環境企画部環境保全創造課

2 審議状況

(1) 令和6年度

第1回 令和6年11月5日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）に掲げる施策の取組状況等について

議題2 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

審議資料及び会議録については以下のホームページに公開しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000334788.html

第2回 令和7年1月15日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000335872.html

第3回 令和7年3月14日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000336359.html

(2) 令和7年度

第1回 令和7年6月30日

議題1 京都市生物多様性プラン（2021-2030）の中間見直しについて

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000342995.html

3 審議状況を踏まえた、京都市生物多様性プラン中間見直しの概要 **別紙5 別紙**

中間見直しの方向性

- ・ 現行プランは、世界目標や国家戦略の基本的な考え方と合致していることから、プランの構成や2030年度目標など、骨格部分は据置き
- ・ 「認知の促進」「行動変容の促進」等の課題へ対応するため、各行政分野との融合による施策を積上げ
- ・ プラン全体を的確に評価するための評価指標・目標値の精査

これまでの審議における主な御意見

(1) 認知の促進について

- ・ 京都の特性は、学生など若い人がたくさんいること。京都で生物多様性、地球温暖化、循環型社会を学び、進路先でメッセンジャーとして活躍してもらいたい。
- ・ ブランド力がある京都で、観光客にも京都の生物多様性を体験してもらいたい。

(2) 行動変容の促進について

- ・ 植物園等と連携し、京都ゆかりの植物の系統保存と活用を進める体制整備が必要。
- ・ 「保全活動の担い手の育成」や「公共調達・公共事業における配慮の具体化」は、適切に実施すると非常に重要な成果につながる。
- ・ 防災や気候変動など複数の取組を組み合わせ、地球温暖化対策と生物多様性保全が両立する仕組みが必要。
- ・ 研究者や団体等と協力し、生物多様性の現状把握を進めることが必要。

(3) 評価指標について、

- ・ 自然共生サイトについて、既存の緑地がある場所を認定することは、実質的な生物多様性向上の観点では、質・量の面でもプラスの評価につながる一方、活動が進み、質が向上する観点から、活動量を認定件数として定量的に把握することは良い。
- ・ 生きものを指標とすることが大切。カタクリやギフチョウなど団体の活動の中心になっている特定の生きもののデータを収集してはどうか。

4 今後の予定

令和7年度は、8月～9月に第2回部会を開催する予定であり、上記審議結果を踏まえ、プランの見直し案について審議を行う予定です。